

栃木県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 52 例目）に係る
野鳥監視重点区域の解除及び野鳥サーベイランスの対応レベル引き下げについて

<栃木県同時発表>

令和3年4月19日（月）

はがぐんはがまち
栃木県芳賀郡芳賀町の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例（家きん国内 52 例目）を受け、3月13日（土）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内においても野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、4月18日（日）24時に当該区域を解除しました。
また、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル2」に引き下げます。

1. 栃木県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 52 例目）に係る
野鳥監視重点区域の解除について

(1) 経緯

- 3月13日（土）
- ・ 栃木県が、死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該農場への立入検査を実施
 - ・ 当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
 - ・ 当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
 - ・ 発生農場の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 3月14日（日）
- ・ 栃木県が野鳥緊急調査を実施
- 3月19日（金）
- ・ 防疫措置完了
- 4月18日（日）
- ・ 野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除*

- ※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています。
- －野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
 - －家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
 - －環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする。

(2) 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、下記2により「対応レベル2」とし、全国での野鳥の監視強化を継続します。

2. 野鳥サーベイランスの対応レベル引き下げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル*については、本日付けで「対応レベル2」に引き下げます。

- ※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。
- －対応レベル1：発生のない時（通常時）
 - －対応レベル2：国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥イン

フルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）

ー対応レベル3：国内単一箇所発生から30日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家さん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得る。

【参考情報】

環境省は、ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

直 通 03-5521-8285

代 表 03-3581-3351

室 長 川越 久史 (内線 6470)

担 当 近藤 千尋 (内線 6676)

担 当 宮澤 結有 (内線 6477)